

のら 動か 現場 運現

法保民
秘密と
特定と

【原発】

秘密保護法と原発

*従来から秘密扱いの原発情報

原子力発電に係わるテロをはじめ核物質防護に関する「核情報」は、今日までも、特定秘密保護法というものがなくても、すでに原子力基本法、原子炉等規制法、さらに国際的にはIAEAのガイドラインなどによって基本的に秘密とされてきました。例えば、核物質の在庫量と在庫場所、原子力施設の核物質防護計画、警備員の行動等、細かく規定されています。しかし一方では、日本国憲法の平和主義という縛りがあるために、「核の平和利用」という明らかな形容矛盾を使い分け、原子力利用における「民主・自主・公開」という建て前が言われてきたのです。

現実をみればこの矛盾は明らかで、核兵器を保持できないにもかかわらず、再処理工場（プルトニウム製造工場）を持っているのは世界でも日本だけです。そのため六カ所再処理工場に関する資料は、公開されたとしても必ず多くの部分がマスキング（または黒塗り）され、結局何がなんだかわからない。これ以外に膨大な公開されない資料があります。例えば六カ所再処理工場の主要行程は、図面も含めて建屋丸ごと非公開です。六カ所再処理工

澤井 正子



場の裁判の検証は、原告住民側は一部の施設にしか入れず、ほとんどの施設は裁判所と被告（国）だけが入る（インカメラ）という、異様な状態でした。建屋の中の詳細がまったくわからないのに、住民は裁判で危険性を指摘しなければならぬわけで、民主主義の一つの砦である裁判の有り様さえゆがめられています。

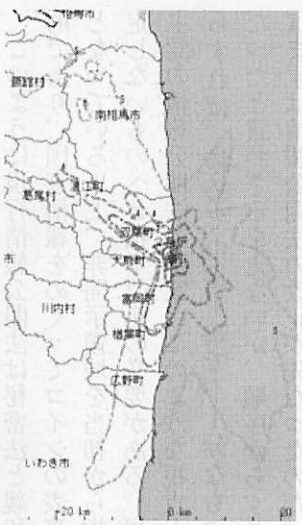
*誰のための「ヒミツ」か

原子力の情報秘匿の例はほかにいくらでもあります。3・11福島第一原発事故時、スピーディー（緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム）の解析データを国が秘匿し公開しなかつたことよって、住民の避難が混乱し、浜通りの人々が原発の北西側の高汚染地帯に避難するという「最悪の避難」を強いられたことは明らかです。一方原発から北西30キロ圏外の飯館村では、当初の「避難する必要がない」との誤った情報によつて、多くの村民は浜通りの避難民の炊き出しの世話をしました。中には、汚染されていた可能性のある搾りたての牛乳を子供たちに振る舞ったこと、いまだに胸を痛めている人がおられます。さらに飯館村が「計画的避難区域」に指定され

てからも、5〜6月くらいまで高汚染地帯である自宅にとどまるといふような悲劇的事態が発生しています。

原子力には、このように「テロ」でも「安全保障」でもない情報でも、人命、健康、人権や民主主義に係わるような最重要な情報ですら、「秘密≠非公開」とする悪しき慣行と習性が蔓延していることをまず忘れてはなりません。さらに2012年2月14日、原子力利用を平和目的に限定していた「原子力基本法」に、「安全保障に資する」ことを法の目的として付け加える改正が行なわれています。原子力を安全保障のために利用するということは、「潜在的な核抑止力保持」としか私には理解できません。そして2013年末、「特定秘密保護法」が成立しました。原子力の安全の大前提は、情報公開以外にありません。核利用が「ヒミツ」を必要とするならば、核利用（原子力発電）そのものから「降りる」以外、民主主義社会を実現する道はないと確信します。

（さわい・まさこ／原子力資料情報室）



SPEEDI 画像